

輸出（積戻し）差止申立書

整理 No
—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

（函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区） 税関長

2. 輸出（積戻し）差止申立てに係る権利の内容

※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権
※ 登録番号及び 登録年月日【公表】 (権利発生年月日)	第 号 年 月 日 (年 月 日)
※ 権利の存続期間 【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
※ 権利の範囲【公表】	
※ 権利者【公表】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
※ 専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号) (権利設定範囲)
※ 通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)

3. 輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等

※ 品名【公表】	
品名の特定事項【開示】	
輸出統計品目番号（9桁） 【開示】	

4. 侵害物品と認める理由【開示】

※

5. 識別ポイント【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

※ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
 受理日から令和 年 月 日まで
 受理日から4年間

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項【不開示】

予想される輸出者	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
その他特定又は想定される事項	仕向人 仕向国 その他

(2) 訴訟等での争い【開示】

輸出（積戻し）差止申立てに係る権利の内容について争いがある【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

(3) その他の参考事項【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

8. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等（原本であることを要しない）)
<input type="checkbox"/> 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し)
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。
 2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
 3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
 - (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
 - (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■してください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

輸出（積戻し）差止申立書
(保護対象商品等表示等関係)

整理 No

—

令和 年 月 日
税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2. 輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

※ 保護対象商品等表示等の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示（需要者の間に広く認識されているもの） <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示（著名なもの） <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態 <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第17号に規定する技術的制限手段 <input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第18号に規定する技術的制限手段
※ 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号【開示】	
※ 商品等表示等の内容【公表】	
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)

3. 輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等

※ 品名【公表】	
品名の特定事項【開示】	
輸出統計品目番号（9桁） 【開示】	

4. 侵害物品と認める理由【開示】

※

5. 識別ポイント【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

※ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
 受理日から令和 年 月 日まで
 受理日から4年間

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項【不開示】

予想される輸出者	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
その他特定又は想定される事項	仕向人 仕向国 その他

(2) 訴訟等での争い【開示】

輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について争いがある【□有、□無】
 争いがある場合は、その争いの内容

(3) その他の参考事項【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

8. 添付資料等

※ <input checked="" type="checkbox"/> 経済産業大臣申立時意見書 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等)
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください（経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください）。

2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。

(1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等で公表されます。

(2) 【開示】項目

認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。

(3) 【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■してください。

4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

輸出（積戻し）差止申立書
(保護対象営業秘密関係)

整理 No

—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2. 輸出（積戻し）差止申立てに係る経済産業大臣認定書の内容等

※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号 【開示】	
※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】 上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)

3. 輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等

※ 品名【公表】	
品名の特定事項【開示】	
輸出統計品目番号（9桁） 【開示】	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
 受理日から令和 年 月 日まで
 受理日から4年間

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関して特定又は想定される事項 【不開示】

仕向人
仕向国
その他

(2) 訴訟等での争い 【開示】

輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象営業秘密について争いがある 【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

(3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

8. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 経済産業大臣認定書 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等で公表されます。
 - (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することができます。
 - (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

整理 No
追一 一

輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）

税関長 殿

令和 年 月 日

※ 申立人【公表】

住所
氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、
輸出（積戻し）差止申立て（権利・品名・侵害理由追加）をします。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No		
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】	令和 年 月 日			
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権			
※ 権利の追加	登録番号及び登録年月日 (権利発生年月日)【公表】	第 号 年 月 日 (年 月 日)		
	権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
	権利の範囲【公表】			
品名の追加	※ 品名【公表】			
	品名の特定事項【開示】			
	輸出統計品目番号【開示】			
※ 侵害物品と認める理由【開示】				
※ 識別ポイントの追加 【開示の可否：□可、□否】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
その他参考となるべき事項 注)記載する項目毎に開示の可否を記載する。				

- (注) 1. 権利、品名又は侵害理由のいずれかを追加する場合は、不要部分を削除してください。
2. ※の付されている欄は必ず記載してください。
3. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。
4. 権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限ります。
5. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸出者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
6. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。
(1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
(2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
(3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
7. 本申立てが受理された場合の有効期間は、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものについては当初申立ての有効期間と同じになります。また、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間よりも短いものについては、追加する権利の存続期間となります。

輸入差止申立書

整理 No

-

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2. 輸入差止申立てに係る権利の内容

※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権
※ 登録番号及び 登録年月日【公表】 (権利発生年月日)	第 年 月 日 (年 月 日)
※ 権利の存続期間 【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
※ 権利の範囲【公表】	
※ 権利者【公表】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
※ 専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号) (権利設定範囲)
※ 通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)

3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等

※ 品名【公表】	
品名の特定事項【開示】	
輸入統計品目番号(9桁) 【開示】	

4. 侵害物品と認める理由【開示】

※

5. 識別ポイント【開示の可否:□可、□否】

※

6. ライセンス料の基礎となる資料(特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品の場合)【不開示】

※

7. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

※ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
 受理日から令和 年 月 日まで
 受理日から4年間

8. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
その他特定又は想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 並行輸入に関する参考事項

外国における権利設定状況 【開示】	
外国の権利者との関係 【開示の可否:□可、□否】	
外国において製造されている 真正商品の特徴(輸入価格(FOB 価格)を含む。) 【開示の可否:□可、□否】	
外国における権利の許諾関係 【開示の可否:□可、□否】	

その他の事項 (ライセンス契約の内容、ライセンシー、製造工場のリスト等) 【不開示】	
--	--

(3) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

--

(4) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

9. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等（原本であることを要しない))
<input type="checkbox"/> 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等)
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。

2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。

3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。

(1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2) 【開示】項目

認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

(3) 【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にチェックをし又は□を■としてください。

4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

税関記入欄	
-------	--

輸入差止申立書
(保護対象商品等表示等関係)

整理 No
—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2. 輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

※ 保護対象商品等表示等の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示（需要者の間に広く認識されているもの）
	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示（著名なもの）
※ 経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号【開示】	
※ 商品等表示等の内容【公表】	
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)

3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等

※ 品名【公表】	
品名の特定事項【開示】	
輸入統計品目番号(9桁) 【開示】	

4. 侵害物品と認める理由【開示】

※

5. 識別ポイント【開示の可否:□可、□否】

※

6. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

※ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受理日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 受理日から4年間
--

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)
その他特定又は想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 参考事項

真正商品に係る外国における製造販売者との関係 【開示の可否:□可、□否】	
外国において製造されている真正商品の特徴(輸入価格(FOB価格)を含む。) 【開示の可否:□可、□否】	
外国における使用許諾関係等 【開示の可否:□可、□否】	

他の事項 (使用許諾契約等の内容、製造工場のリスト等) 【不開示】	
---	--

(3) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について争いがある 【□有、□無】
争いがある場合は、その争いの内容

--

(4) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

8. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 経済産業大臣申立時意見書 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等)
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください（経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください）。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等で公表されます。
 - (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
 - (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■してください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

税関記入欄	
-------	--

輸入差止申立書
(保護対象営業秘密関係)

整理 No
—

令和 年 月 日
税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区)	税関長
---------------------------------	-----

2. 輸入差止申立てに係る経済産業大臣認定書の内容等

※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】	
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】
※ 経済産業大臣認定書の記載内容	上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】
使用を許諾し又は許諾されている者(申立人を除く)【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)

3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等

※ 品名【公表】	
品名の特定事項【開示】	
輸入統計品目番号(9桁) 【開示】	

4. 侵害物品と認める理由【開示】

※

5. 識別ポイント【開示の可否:□可、□否】

※

6. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

※ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
 受理日から令和 年 月 日まで
 受理日から4年間

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関して特定又は想定される事項【不開示】

輸出者
仕出国
その他

(2) 訴訟等での争い【開示】

輸入差止申立てに係る保護対象営業秘密について争いがある【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

(3) その他の参考事項【開示の可否:□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

8. 添付資料等

<input checked="" type="checkbox"/> 経済産業大臣認定書 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等で公表されます。
 - (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
 - (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

税関記入欄	
-------	--

整理 No

追一 一

輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立て（権利・品名・侵害理由追加）をします。

記

※ 当初申立て年月日【公表】	令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No		
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】	令和 年 月 日			
※ 権利の種類【公表】	<input type="checkbox"/> 特許権 <input type="checkbox"/> 実用新案権 <input type="checkbox"/> 意匠権 <input type="checkbox"/> 商標権 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> 著作隣接権 <input type="checkbox"/> 育成者権			
※ 権利の追加	登録番号及び登録年月日 (権利発生年月日)【公表】	第 号 年 月 日 (年 月 日)		
	権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
	権利の範囲【公表】			
品名の追加	※ 品名【公表】			
	品名の特定事項【開示】			
	輸入統計品目番号【開示】			
※ 侵害物品と認める理由【開示】				
※ 識別ポイントの追加 【開示の可否：□可、□否】		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
その他参考となるべき事項 注) 記載する項目毎に開示の可否を記載する。				

- (注) 1. 権利、品名又は侵害理由のいずれかを追加する場合は、不要部分を削除してください。
2. ※の付されている欄は必ず記載してください。
3. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。
4. 権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限ります。
5. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸入者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
6. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。
(1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
(2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
(3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
7. 本申立てが受理された場合の有効期間は、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものについては当初申立ての有効期間と同じになります。また、追加する権利の存続期間が当初申立ての有効期間よりも短いものについては、追加する権利の存続期間となります。

税関様式B第1080号
令和 年 月 日

宣 誓 書

税 関 長 殿

氏 名

生年月日

現 住 所

私には、通関業法(第6条第 号から第9号まで及び第11号
第31条第2項各号)に規定

する欠格事由に該当する事実がないこと（及び外国の法令上これらと同様に取り扱われていないこと）を宣誓します。

（規格A4）

税関様式B第1320号
令和 年 月 日
第 号

通 関 士 確 認 届

税 関 長 殿

通関業者

住 所

法人番号

氏名又は名称

下記のとおり通関士試験合格者を通関士として、通関業務に従事させたいので、通関業法第31条第2項の規定に該当しないことにつき確認を受けたく、同条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

従事させようとする通関士試験合格者の氏名及び住所		通関士試験合格年	
		合格証書の番号	
従事させようとする営業所の名称及び所在地			
通 関 業 従 業 歴 (有 無)	従業期間		通関業者名
	年 月～年 月	年 月～年 月	
	年 月～年 月	年 月～年 月	
	年 月～年 月	年 月～年 月	
	年 月～年 月	年 月～年 月	
	年 月～年 月	年 月～年 月	
備 考			
添 付 書 面	通関士試験合格証書の写し、身分証明書(又は身元証明書)及び通関業法31条第2項各号に該当しないことの宣誓書並びに写真		

- (注) 1. 「通関業従業歴」には、通関士として通関業務に従事した履歴のほかに、通関業者の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)であった履歴及び通関士以外の通関業務の従業者として通関業務に従事した履歴を含みます。
2. 従業期間は直近のものから順に記載し、書ききれないときは裏面に記載してください。
3. 通關士試験合格者が「通關士試験合格証書」の交付を受ける前である場合においては、「合格証書の番号」の記載は不要です。また、添付書面については、「通關士試験合格証書の写し」の代わりに、通關士の確認を受けようとする者に係る通關士試験合格年における「通關士試験受験票」(税關様式B第1280)の「A」片の写しを添付してください。この場合において、通關士試験合格者が通關士合格証書の交付を受けたときは、通關士合格証書の写しを速やかに提出してください。

(規格A4)